

令和4年度

第9回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月7日(水) 午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 8名

永野次郎委員 筒井正之委員 河野秀行委員 田中健市委員
早田彰臣委員 平田富和委員 板井伸博委員 秋成淳委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋
総括主幹 伊藤 康輔
真玉分室長 植田 克巳 香々地分室長 船木 靖幸

会議に付した事件

- 議案第61号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第62号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第63号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第66号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第67号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について
- (3) 農業用施設の届出について
- (4) 農地法第43条第1項の規定による届出について

開会 午前10時00分

局 長

皆さん、おはようございます。

それでは、資格確認の報告の前に、前回の総会で河野副会長より質問のありました、XXXXXXXXXXの農用地貸付の中で、人・農地プランにおける地域の中心的経営体の可否が「否」になっている件についてですが、担当課に確認したところ、人・農地プランの見直しの会議を経て「可」となるため、まだ会議が開かれていないため「否」としたものだそうです。会議が行われれば問題なく「可」となるそうです。

それでは、令和4年度第9回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員13名、欠席委員0名で、過半数を超えております。

従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議 長

皆さん、おはようございます。

師走に入り、朝晩、急に冷え込み、体調管理に気をを使う時節となりました。

さて、コロナ禍も3年が経ちましたが、依然として増え続けており、市内の学校でも何校か休校している、非常事態であります。

もうすぐ年末年始を迎えますが、お互いに気を引き締めてまいりましょう。一年を振り返ると、夏は干ばつで、白ネギは大打撃で、年末年始の高値出荷時に品薄と聞いております。水稻も台風14号で倒伏が多く減収でした。シイタケ栽培も出来が少ないと聞いております。畜産農家では飼料代が高騰しており、代替の稲わらは天候に恵まれ収納が早く、段取りよく撤収したようです。今は、麦の作付けが最盛期です。来年は、現下では衆議院がいつ解散するか不透明であり、市会、県会、県知事選挙と選挙の年です。お互いに出たい人より、出したい人を選びたいものです。

先般、11月22日に別府のビーコンでの農地利用最適化推進大会が開催され、出席方ありがとうございました。各市町村は出席者が多かったのですが、当市は所用で参加できなかった人が多く、来年度の課題です。その夜の忘年会には推進委員の参加がなく、十分な反省会ができなく、来年度の課題です。

それでは座って進行させていただきます。

ただいまから、令和4年度第9回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、13 番：和泉陣委員及び 1 番：佐々木弘幸委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さん方のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 61 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局からお願いします。
事務局	議案第 61 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域の指定について、次のとおり、別段の面積の指定を行いたいので、意見を求めます。 議案書 1 ページです。 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、豊後高田市空き家バンクに登録されている空き家の所有者等が所有する農地で、空き家に付随する遊休農地の場合は、その面積を下限の面積として指定するという運用をしています。 本件につきましても、空き家バンクに登録されている空き家に付随する遊休農地です。 申請番号 6 の農地についてです。申請地は、 字 番外 筆、地目は田と畑、合計面積が 3,754 m²の遊休農地です。 今回、別段の面積として指定し、告示した場合、この農地に限り、農地として所有権を移転することができる下限面積が農地の面積 3,754 m²となり、購入者は高田区域の下限面積 50a 未満の耕作をする方であっても、所有権移転することが可能となります。 以上、審議の程よろしくお願いします。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ご意見がなければ、本案は原案のとおり、区域の設定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、区域の指定をすることに決しました。 次に、議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。2 ページからにな

ります。

申請番号 51 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は畑、合計面積が 1,741 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 52 番、所在が[]字[]番、地目は田、面積が 1,134 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 53 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田と畑、合計面積が 4,698 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。

申請番号 54 番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が 126 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 55 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が 6,261 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 56 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田と畑、合計面積が 5,924 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 57 番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が 3,129 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 58 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が 3,579 m²、渡人が[]さんと[]さんの遺言執行者の[]さん、受人が[]の[]さんで、土地の所有権の内、渡人が所有する 3 分の 2 について移転するものです。申請事由は、持分遺贈で贈与するものであります。

申請番号 59 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田と畑、合計面積が 5,584 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 60 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田と畑、合計面積が 3,754 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

なお本件は、先ほど下限面積を設定した農地の所有権移転であります。

	申請番号 61 番、所在が■■■■字■■■■番外■■■筆、地目は田、合計面積が 4,240 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 7 ページからです。 申請番号 21 番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■で地目は田、面積 215 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。都市計画の用途区分は、第 2 種中高層住居専用地域に該当します。転用の目的は進入路及び駐車場用地です。 県道■■■■線から市道■■■■線を西に入り、約■■■mの場所に位置し、北に■■■と東は■■■、南側に■■■、西側を■■■に接しています。 譲受人は、申請地の南側の■■■を所有していますが、当該■■■までの進入路がなく、申請地を経由しなければ農業機械が入らないとのことで、申請地を購入し、進入路と駐車場に整備し使用したいとのことです。 申請地については、道路と同じ高さまで埋め土され、畑地化していることから、特に造成せず現状のまま使用するとのことで、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。 雨水排水は、自然浸透とする計画です。 申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

	転用に要する費用は、土地取得費として 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、自己資金で賄う予定で、費用以上の残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可日から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号21番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	去る11月24日、私と事務局と中野委員と一緒に現地に確認に行きました。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員から意見があればをお願いします。
5 番： 中野委員	先程説明のあったとおり、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見は問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第64号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議を行います。
事務局	議案第64号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の8ページです。 申請番号8番、申請地は、〇〇〇字 〇〇〇番 〇〇で、地目は畑、面積が262

	m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。 都市計画の用途区分は、第1種低層住居専用地域に該当します。 転用目的は事業用地です。 市道■■■■線と■■■■線の交差点から北に約■■■mの場所に位置し、北と南を■■■、東に■■■、西を■■■に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は建設業を営んでおり、申請地を母親から使用借し、既に申請地の一部にプレハブ事務所と倉庫を設置し、残りの土地を駐車場として利用しています。 譲受人に事情を確認したところ、転用許可を得ず農地を整備していることを認め、始末書を提出しています。 よって本件は追認案件となります。 造成は既に終えており、排水については、自然浸透のほかオーバーフロー分は西側の既設側溝に排水するとのことで、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。 平屋のプレハブ小屋であり、日照通風に影響を及ぼす見込みは少なく、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。 申請者は、このほか、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、そのほか、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用行為は既に終えており、今後、転用に要する費用は特に見込まれないとのことです。 地目変更を含めた工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号8番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	事務局と中野委員と私で、11月24日に現地に確認に行きました。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。同じく、現地確認をしていただきました、5番：中野委員からもお願いします。
5 番： 中野委員	11月24日に現地確認をしました。現在、プレハブが建っていますが、まわりの農地は問題ありませんので、審議をお願いいたします。

議 長	はい。ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。次に、議案第 65 号、農地利用集積計画による賃貸借設定についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 65 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が賃貸権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 16 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 32,138 m²、畑の面積が 38,714 m²の合計面積が 70,852 m²で、利用権を設定する農家数 21 戸、利用権の設定等を受ける農家数 15 戸で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 53,140 m²、使用貸借に係る面積 17,712 m²です。 詳細につきましては、議案書 10 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に、議案第 66 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 66 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき

	意見を求めます。 お手元に配布してあります、別紙A3用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の15ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1ページ目で、借受者、[]に6件の合計面積が10,567㎡の貸し付けが示されています。 2ページ目で、借受者、[]さんに4件の合計面積が1,549㎡の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第67号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第67号、非農地証明願についてです。 議案書18ページからをご覧ください。 申請番号36番、所在が[]字[]番[]で、地目は田、面積1,826㎡、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、平成10年頃、前所有者の父が、高齢化により耕作できなくなった。相続後も遠方に居住しているため耕作できない。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号37番、所在が[]字[]番外[]筆で、地目は田と畑、合計面積2,886㎡、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、平成10年頃、前所有者の父が、高齢化により耕作できなくなった。相続後も遠方に居住しているため耕作できない。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号38番、所在が[]字[]番[]で、地目は田、面積352㎡、申請人は、[]の[]さんです。

	申請の内容は、昭和 60 年頃、前所有者の父の代から、駐車場および庭として使用している。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 39 番、所在が■■字■■番■■で、地目は畑、面積 423 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃、前所有者が高齢化により耕作できなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 40 番、所在が■■字■■番■■で、地目は畑、面積 534 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、昭和 31 年頃、前所有者が家屋を建設し、以来、宅地として利用している。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 36 番、37 番につきまして、秋成淳推進委員から意見ををお願いします。
秋成淳 推進委員	先月 24 日に事務局と地元の市成委員と現地確認を行いました。 事務局が言うとおり、もう山林化してしまっており、妥当だと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、12 番：市成委員から意見があればをお願いします。
12 番： 市成委員	先月の 24 日、秋成委員と事務局と現場に行って確認したところ、山林化しているようでございます。審議をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 38 番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎	去る 11 月 28 日、私と中野委員と現地を確認に行きました。事務局の説明

推進委員	のとおり、現在、宅地化してしまっており、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5 番：中野委員からも意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	事務局の説明のとおり、現地確認をしましたが、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 39 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見があればお願いします。
早田彰臣 推進委員	おはようございます。先月、24 日に地元の農業委員と事務局で現地確認を行いました。現地は山林化していることを確認しました。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、6 番：神田委員からも意見があればお願いします。
6 番： 神田委員	はい。問題はありませんでした。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 40 番につきまして、板井伸博推進委員から意見をお願いします。
板井伸博 推進委員	去る 11 月 24 日に事務局と私で現地確認に行きました。事務局からの説明のとおり、特に問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり、通知がありましたので報告します。20ページからになります。

届出番号21番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田で、合計面積が3,538㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号22番、所在が[]字[]番、地目が田で、面積が1,087㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号23番、所在が[]字[]番、地目が田で、面積が1,277㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号24番、所在が[]字[]番、地目が畑で、面積が5,950㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号25番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田で、合計面積が5,244㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については貸人の都合により合意解約するものです。

届出番号26番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田で、合計面積が3,579㎡、貸人が[]の[]さん外[]名で、借人が[]の[]さんです。解約事由については貸人の都合により合意解約するものです。

届出番号27番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が畑で、合計面積が6,644㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号28番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田と畑で、合計面積が5,687㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号29番、所在が[]字[]番、地目が田で、面積が985㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号30番、所在が[]字[]番、地目が田で、面積が2,268㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

届出番号31番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田で、合計面積が3,876㎡、貸人が[]の[]さんで、借人が[]の[]さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。

以上です。

議長

この件について、ご質問などはございませんか。

(ありませんの声)

議 長 事務局	ないようですので、次に、報告事項（２）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。 報告事項（２）農地法第６条第１項の規定により農地所有適格法人から、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。24 ページになります。 報告のありました農地所有適格法人は、[] です。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上であります。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長 事務局	ないようですので、次に、報告事項（３）農業用施設の届出について、事務局から報告します。 報告事項（３）農業用施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。25 ページになります。 施設番号５、所有者は[]の[]で、[]字[]番[]の畑に、施設面積 37.07 ㎡の農業用倉庫及び鶏舎を建築したいとのことです。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長 事務局	ないようですので、次に、報告事項（４）農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について、事務局から報告します。 報告事項（４）農作物栽培高度化施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。26 ページになります。 施設番号 1、届出者は[]で、[]字[]番外[]筆の田に、施設面積 348 ㎡の椎茸栽培用パイプハウスを建築し、その底面にコンクリートを敷設したいとのことです。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)

議長

ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これもちまして、令和４年度豊後高田市農業委員会第９回総会を閉会
します。お疲れ様でした。
そのほか、事務局より事務連絡などがあればお願いします。

その他の事項（別紙配布）
（農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について）
（非農地判断について）
（次回（令和4年度：第10回）総会について）

午前 10 時 48 分
令和 4 年 12 月 7 日